

介護応援宣言企業登録制度 宣言内容例

1 取組の柱(以下の4つの観点に即して具体的な取組を宣言)

(1) 従業員の介護の実態や支援ニーズの把握

- ① 従業員の介護に係る実態を把握するため、アンケートを実施します。
- ② 定期的に面談を実施し、会社に求める支援ニーズの把握に努めます。

(2) 介護について相談しやすい職場風土づくり

- ① 仕事と介護の両立を支援する社の方針を従業員に積極的に伝え、相談しやすい環境を整えます。
- ② 介護に関する相談窓口を設置し、社内報への掲載などによって周知を図り、利用を促進します。
- ③ 介護に関する相談機関(地域包括支援センター等)の情報を社内報への掲載などによって周知を図ります。
- ④ 仕事と介護の両立を行っている従業員間のネットワークをつくり、情報交換をすることができる環境を整えることで、従業員が抱える精神的な負担の軽減を図ります。

(3) 介護休業・介護休暇が取得しやすい環境の整備

- ① 社内報への掲載、管理職員研修の実施により、介護休業制度等の周知、取得の促進に努めます。
- ② 介護休暇について、時間単位での取得を認めます。
- ③ 介護休業中も従業員と定期的に情報交換を行い、職場復帰への不安を和らげるようコミュニケーションを図ります。
- ④ 介護休業期間を通算 120 日までとします。

(4) 介護期間中の柔軟な働き方への配慮

- ① 介護のための短時間勤務制度、フレックスタイム制度等の利用の促進に努めます。
- ② 介護期間中の在宅勤務制度を導入します。
- ③ 従業員の事情に合わせて、勤務時間や雇用形態の変更など、柔軟に対応します。
- ④ 短時間勤務中の賞与は、減額をせず通常どおり支給します。

2 その他の両立支援

- ① 仕事と介護の両立を支援するため、業務の効率化を図り、長時間労働を抑制します。
- ② 介護のために一旦退職した社員を再雇用する制度を導入します。
- ③ 介護サービス費用の助成制度の利用を促します。

これらの例にとらわれず、貴社の実情に応じた取組を宣言してください。